

令和5年度入園 教育・保育給付認定申請について

- 令和5年4月からの幼稚園入園の申込について、必要事項を記載しておりますので、ご確認ください。

1 必要書類

- **教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）兼 施設利用（調整）申込書**：記載例を参考に記載ください。

※申請書にマイナンバーを記載した場合は、次のいずれかの確認方法により、「申請する保護者」のマイナンバー及び身元確認が必要になります。

- ① **個人番号カード（番号確認と身元確認）**
- ② **通知カード（番号確認）と運転免許証など（身元確認）**
- ③ **個人番号の記載された住民票の写しなど（番号確認）と運転免許証など（身元確認）**

※ 祖父母等が代理で書類を申請する場合でも、上記確認については「申請する保護者」が対象となります。

- ・教育・保育給付認定申請とは

幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する場合、利用のための認定（支給認定）をお住まいの市町村から受ける必要があります。その申請書となります。幼稚園・認定こども園（幼稚園機能分）への入園を希望する場合は「1号認定」となります。

また、預かり保育をご利用の方は、保育の必要性があると認定された場合、「1号認定」に加えて「新2号認定」となります。

- ・マイナンバー制度について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」の施行により、各種申請の際に一部の提出書類の添付省略のため、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になりました。幼稚園入園申込み手続きに関しましては、教育・保育給付認定申請書（現況届）兼施設利用（調整）申込書にマイナンバーを記載することにより、課税証明書の添付を省略できます。

- **身体障害者手帳等の写し**：障がい者の方が同居されている場合のみ

・次のいずれかの交付を受けている人が世帯にいる場合、預かり保育料等が軽減される場合（所得制限あり）があります。

交付内容	提出書類
身体障害者手帳	各手帳の写し
療育手帳	
精神障害者保健福祉手帳	
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当受給者証の写し
障害基礎年金	障害年金証書又は通知の写し



- **令和4年度市（町村）民税課税証明書**：令和4年度の市民税を登米市から課税されていないかつマイナンバーを記載しない方のみ

・令和4年1月1日に登米市に住民登録がない等により、登米市で課税されていない方（父・母・同居する祖父母）が世帯にいる場合は、副食費の免除等の算定に課税証明書が必要になりますので、課税されている市町村で交付を受け、申込に併せて提出してください。

※ 非課税となっている方でも基準日に登米市に住民登録があった方は提出不要です。

○ 預かり保育事業利用申込書・一時保育事業利用（変更）申請書：令和5年度の預かり保育・一時保育の利用を希望する方のみ

・預かり保育、一時保育を希望する場合は、別紙「令和5年度 登米市立幼稚園預かり保育申込について」及び申込書記載例等をよくお読みいただき、申込書を提出してください。

※ 保育所型預かり保育（新田・中田・南方幼稚園のみ）の利用を希望する場合は「令和5年度登米市立幼稚園保育所型預かり保育募集要項」も併せてお読みください。

○ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）：令和5年度の預かり保育、一時保育の利用を希望する方のみ

・預かり保育を申し込む場合は、施設への申請に加えて「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」をご提出願います。

（預かり保育を利用しない方及び保育の必要性がない方については提出の必要はございません）

※ その他必要書類等詳細については、別紙「幼児教育・保育の無償化のための申請案内」をご覧ください。

○ その他施設毎に提出が必要な書類：詳細は各施設にお問い合わせください。

2 料金

- 別紙「令和5年度 幼稚園授業料・給食費・預かり保育料について」をご覧ください。
- その他教育に必要な費用として実費徴収がある場合があります。

3 受付期間・申込先

- 令和4年10月17日（月）～28日（金）午後1時30分～午後5時00分（土日、祝日を除く）に、希望する幼稚園に提出
- ※ 行事等により受付できない日がある場合があります。各園にお問い合わせください。

4 その他

- 登米市外に住民登録がある方は、その市町村で支給認定を受ける必要があります。後日手続きが必要になる場合があります。
- 保育所・認定こども園（保育所機能分）と併願する場合（例：第1希望○○保育所、第2希望△△保育所、第3希望□□幼稚園）は、保育所の申込先である各総合支所で必要な添付書類様式を受け取り、各総合支所に提出してください。「幼稚園・認定こども園（幼稚園機能分）が第1希望の場合」のみ、入園を希望する園に提出してください。

問合せ先：登米市教育委員会教育部 学校教育課 TEL：0220-34-2679